

<施策の基本的方向> 1 DVを許さない府民意識の醸成

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画 記載 頁	
(1) DVの防止に関する啓発					
①府民への啓発 DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力等もDVに含まれることなど、DVに関する理解が一層深まるように、ホームページやSNS、リーフレットなど様々な広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら、府民への啓発活動の充実に努めます。 特に、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から11月25日）には、「バーブルリボンキャンペーン」、「バーブルライトアップ」、DV関連セミナー等を行うとともに、市町村や関係機関に対し、実施に向けた働きかけを行います。	<p>■「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、以下周知・啓発に取り組んだ。 •バーブルリボンキャンペーンやバーブル・ライトアップ等の啓発活動 •ドーンセンターにおいて、バーブルリボンオブジェの設置、関連図書展示、視聴覚資料の上映等を実施 •府内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配付 •市民向け講座の実施 •市町村への実施呼びかけ</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 相談窓口を掲載したリーフレットを配布した。</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ホームページ、府政だよりなどで「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組や、最新の府・市町村の相談窓口情報、データDV防止啓発等に関する情報を掲載した。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、以下周知・啓発に取り組む。 •バーブルリボンキャンペーンやバーブル・ライトアップ等の啓発活動 •ドーンセンターにおいて、バーブルリボンオブジェの設置、関連図書展示、視聴覚資料の上映等を実施 •府内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配付 •市町村への実施呼びかけ</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 相談窓口を掲載したリーフレットを配布する。</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ホームページ、府政だよりなどで「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組や、最新の府・市町村の相談窓口情報、データDV防止啓発等に関する情報を掲載する。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	24
②医療・保健関係者への周知 DV被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士等）が、DV被害者の発見や通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、医療関係団体等を通じて「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を周知するとともに、同マニュアルを活用した研修を実施します。	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議や医療関係団体などを通じ、マニュアルの活用を働きかけた。</p>	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議や医療関係団体などを通じて、マニュアルの活用を働きかける。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	25
③教育・保育関係者・福祉関係者への周知 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進するとともに、同マニュアルを活用した研修等を通じ、DVの特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての啓発を取り組みます。 また、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者に対し、DVに関する知識の普及に努め、DV被害者の早期発見や通報、保護につなげます。	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 府立学校長協会や私立中学校高等学校連合会等を通じて、マニュアルの活用を働きかけるとともに、教職員向け研修において、DV被害者の特性、子どもの安全確保等についての研修等を行った。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 府立学校長協会や私立中学校高等学校連合会等を通じて、マニュアルの活用を働きかけるとともに、教職員向け研修において、DV被害者の特性、子どもの安全確保等についての研修等を行う。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	25
④企業・団体関係者への周知 労働者が職場（企業・団体等）でストレスを抱え、そのストレスが家庭内で配偶者等や子どもへの暴力に転化する可能性も考えられることから、管理職研修や労務研修の中でDVに関する研修を行うことや男性相談窓口を案内することなど、DV防止に向けた取組が企業・団体等でも進むよう、企業・団体関係者に働きかけます。	<p>■研修等における啓発周知 企業人事担当者向け研修において、ハラスメントやDVの防止啓発に努めた。</p>	<p>■研修等における啓発周知 企業人事担当者向け研修において、ハラスメントやDVの防止啓発に努める。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	25
⑤人権啓発の推進 「ゆまにてなにわ」など人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、DVの防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高めます。	<p>■人権白書「ゆまにてなにわ」の発行 人権白書「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス（DV）の概要やDVに対する大阪府の取組等を掲載した。 •作成部数：30,000部（墨字）、200部（点字版） •配布先：市町村、学校、人権関係団体等</p>	<p>■人権白書「ゆまにてなにわ」の発行 人権白書「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス（DV）の概要やDVに対する大阪府の取組等を掲載する。 •作成部数：30,000部（墨字）、210部（点字版） •配布先：市町村、学校、人権関係団体等</p>	府民文化部	人権局 人権企画課	25

<施策の基本的方向> 2 安心して相談できる体制の充実

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画記載頁	
(1) 府配偶者暴力相談支援センター・警察における相談体制の充実					
①府配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実 DVに関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、府支援センターの中核機関である女性相談センターにおいて、24時間365日被相談者からの電話相談に対応するなど、相談・保護から自立支援までの一貫した支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 女性相談センター・府子ども家庭センター（6か所）に配偶者暴力相談支援センター（支援センター）機能をもたらし、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じた。 ■女性相談センターの支援機能の充実 さまざまな状況（ステージ）にある被相談者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の充実を図った。 ■24時間365日DV電話相談の実施 すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、女性相談センターにおいて24時間365日、DV電話相談を実施した。 ■相談機関との連携 相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスや支援調整会議を行うなど、適切で円滑な支援を図った。 また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 女性相談センター・府子ども家庭センター（6か所）に配偶者暴力相談支援センター機能をもたらし、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じる。 ■女性相談センターの支援機能の充実 さまざまな状況（ステージ）にある被相談者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の充実を図る。 ■24時間365日DV電話相談の実施 すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、女性相談センターにおいて24時間365日、DV電話相談を実施する。 ■相談機関との連携 相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスや支援調整会議を行うなど、適切で円滑な支援を図る。 また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介する。 	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	26
②警察における相談対応の充実 DV被害の拡大防止等の必要な警察措置を講じるとともに、被相談者からの相談に応じ、助言、指導等の援助を行います。相談にあたっては、被相談者の負担を軽減するため、加害者と遭遇しないよう警察署で相談を受ける等、被相談者の心裏面に配慮した相談しやすい環境の整備に努めました。また、府内各署において、署員に対してDVに関する基本的事項や対応についての研修を充実させることにより、事案対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■適切な相談対応 相談の受理にあたっては、被相談者の負担を軽減するため、加害者と遭遇しないよう警察署で相談を受ける等、被相談者の心裏面に配慮した相談しやすい環境の整備に努めました。 また、府内各署（一部を除く。）にDV相談などに特化した担当係を設置し、警察署の相談受理体制の強化を図った。 ■事案対応力の向上 現場で初動対応を行う交番勤務員や警察署担当者を対象に、講習会等のあらゆる機会を通じて基本的な対応要領の教養を実施し、対応能力の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■適切な相談対応 相談の受理にあたっては、被相談者等の安全の確保やプライバシーに十分配慮した対応をするとともに、事案の特性に鑑み、被相談者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう、被相談者の心事情や意向に沿った対応に努める。 ■事案対応力の向上 現場で初動対応を行う警察署の警察官を対象に、各種学校教養や講習会等のあらゆる機会を通じて基本的な対応要領の教養を実施し、対応能力の向上を図る。 	警察本部	生活安全総務課	27
③相談窓口の周知・利用促進 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発活動や、相談窓口を掲載したリーフレット等の作成・配布等を通じて、各相談窓口の周知と利用促進に努めます。 また、市町村に対して、市町村における相談窓口の周知を図るよう働きかけます。	■配偶者暴力相談支援センターの周知 府民向け啓発リーフレットを配付する等、相談機関の周知を行った。	■配偶者暴力相談支援センターの周知 府民向け啓発リーフレットを配付し、相談機関を周知する。	府民文化部	男女参画・府民協働課	27
(2) 市町村における相談体制の充実					
①市町村における相談窓口の充実支援 市町村に対して、市町村における相談窓口の周知を図るよう働きかけます。（再掲） また、市町村が被相談者の身近な相談窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の育成と資質の向上を図るために、引き続き、市町村相談担当者向けの研修や、婦人相談員を対象とした研修、会議を実施します。困難な事案への対応等については、市町村のブロック会議等において研修や専門的助言を行なうなど、市町村の相談業務を支援します。 さらに、市町村内の関係課の庁内連携が、より円滑に進むよう、実務者レベルでのネットワークの構築に向けて働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ■府支援センターと市町村との連携 市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携しDV被相談者の支援を実施した。 ・府内市町村が開催するDV相談会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図った。 ・市配置の女性相談支援員（＊）・支援センターと会議・研修を実施し、困難な相談事案について助言をした。 （＊）女性相談支援員：旧名称、婦人相談員。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。令和6年4月1日施行）第11条に基づき、都道府県及び市町村が配置するもの ■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）への参加 府民文化部が開催する、市町村相談員及び相談事業関係者を対象にした、相談員の資質の向上・人材育成を目的とした会議において、女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図った。 ■市町村担当者の資質向上 【DV被相談者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被相談者支援従事者を対象とした基礎研修を実施した。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例ワーク、DV被相談者面接用ツールを用いたロールプレイ研修、シンポジウム等を実施した。 【支援センター等関係職員の資質向上（支援センター等関係職員研修の実施）】 府および市の支援センター職員および女性相談支援員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得をめざしました。女性相談支援員会議でケースカンファレンスを定期的に実施した。中堅職員向けに相談対応に必要な知識を習得するため研修を企画した。 ■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）の開催 女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■府支援センターと市町村との連携 市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携しDV被相談者の支援を実施する。 ・府内市町村が開催するDV相談会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図る。 ・市配置の女性相談支援員（＊）・支援センターと会議・研修を実施し、困難な相談事案について助言をする。 （＊）女性相談支援員：旧名称、婦人相談員。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。令和6年4月1日施行）第11条に基づき、都道府県及び市町村が配置するもの ■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）への参加 府民文化部が開催する、市町村相談員及び相談事業関係者を対象にした、相談員の資質の向上・人材育成を目的とした会議において、女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図る。 ■市町村担当者の資質向上 【DV被相談者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被相談者支援従事者を対象とした基礎研修を実施する。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例ワーク、DV被相談者面接用ツールを用いたロールプレイ研修、シンポジウム等を実施する。 【支援センター等関係職員の資質向上（支援センター等関係職員研修の実施）】 府および市の支援センター職員および女性相談支援員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得をめざす。女性相談支援員会議でケースカンファレンスを定期的に実施する。中堅職員向けに相談対応に必要な知識を習得するため研修を企画する。 ■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）の開催 女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施する。 	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	27

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画記載頁
②市町村配偶者暴力相談支援センター等の設置促進 府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の全市配置に向けた働きかけを行います。また、市民に対して、市町村配偶者暴力相談支援センターの認知度向上を図るための取組を行うよう、働きかけます。	■配偶者暴力相談支援センター等の設置促進 府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の全市配置に向けた働きかけを行います。また、市民に対して、市町村配偶者暴力相談支援センターの認知度向上を図るための取組を行うよう、働きかけます。 ■女性相談センター等の設置促進 府では、各種会議や研修等を通じて、府子ども家庭センター（6ヶ所）において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を図った。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、豊中市、松原市、東大阪市に設置された配偶者暴力相談支援センターと会議・研修の実施、連携した相談対応、困難な相談事案についての調整・協議を図った。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置や女性相談支援員の配置を働きかけた。 ・設置予定市への積極的な情報提供を行った。	■配偶者暴力相談支援センター等の設置促進 ・女性相談センター、府子ども家庭センター（6ヶ所）において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を図る。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、豊中市、松原市、東大阪市に設置された配偶者暴力相談支援センターと会議・研修の実施、連携した相談対応、困難な相談事案についての調整・協議を図る。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置や女性相談支援員の配置を働きかける。 ・設置予定市への積極的な情報提供を行う。	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター	28
(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実				
①外国人への配慮 府配偶者暴力相談支援センターでは、日本語による意思疇通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応します。 また、女性相談センターでは、トリオフォン等を活用した相談を引き続き行います。 相談窓口等を紹介する多言語リーフレットを作成し、情報提供に努めます。	■外国人女性に対する相談体制の整備 府配偶者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応した。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「3者間通話サービス」等を活用した相談対応を行い、日本語による意思疇通が困難な被害者からの相談を受けた。 ・DV被害者の地域支援者養成講座に、外国人からの相談に対応する相談窓口の職員等の参加を呼びかけた。	■外国人女性に対する相談体制の整備 ・被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応する。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「3者間通話サービス」等を活用した相談対応を行い、日本語による意思疇通が困難な被害者からの相談を受ける。 ・DV被害者の地域支援者養成講座に、外国人からの相談に対応する相談窓口の職員等の参加を呼びかける。	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター	29
■多言語による情報提供 相談窓口やDV啓発に関する多言語リーフレットにより情報提供を行った。	■多言語による情報提供 相談窓口やDV啓発に関する多言語リーフレットにより情報提供を行う。	府民文化部 男女参画・ 府民協働課		
②障がい者、高齢者への配慮 相談担当者が障がい者、高齢者に対する正しい理解を深め、障がい者、高齢者の特性に応じた適切な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な相談を行えるよう研修を実施します。 また、被害者に障がい者、高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課等に適切に連携を促します。	■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行った。 ・被害者に障がい者、高齢者としてのサービスが必要な場合は、その特性に応じた適切な対応を図るため、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課につないだ。 ・市町村内の関係課の庁内連携が、より円滑に進むよう、実務者レベルでのネットワークの構築に向けて働きかけた。	■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行つ。 ・被害者に障がい者、高齢者としてのサービスが必要な場合は、その特性に応じた適切な対応を図るため、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課につなぐ。 ・市町村内の関係課の庁内連携が、より円滑に進むよう、実務者レベルでのネットワークの構築に向けて働きかける。	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター子ども家庭 センター	29
③性的マイノリティへの配慮 性的マイノリティの方に対する相談上の配慮について、国の動向や他都道府県事例等を注視するとともに、相談担当者の性的マイノリティの理解促進に資する取組を行います。	■性的マイノリティへの配慮 性的マイノリティの方に対する相談上の配慮について、国の動向や他の都道府県の事例等を注視しながら、情報収集に努めた。	■性的マイノリティへの配慮 性的マイノリティの方に対する相談上の配慮について、国の動向や他の都道府県の事例等を注視しながら、情報収集に努めた。	府民文化部 男女参画・ 府民協働課	29
④男性への対応 府配偶者暴力相談支援センターにおいて、男性被害者からの相談への対応や一時保護等の支援を行います。 男性のDV被害者、加害者の受け皿として、男性相談の果たす役割は重要なになっていることから、男性相談を実施するとともに、より一層の周知を図ります。また、男性相談マニュアルを改定し、DV被害者・加害者対応に関する内容の充実を図り、市町村等に活用を働きかけるなど、相談窓口における対応力の向上に繋げます。	■男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の活用促進 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村窓口での活用を働きかけた。 ■男性のための電話相談の実施 男性相談員による男性のための電話相談を実施した。	■男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の活用促進 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村窓口での活用を働きかける。 ■男性のための電話相談の実施 男性相談員による男性のための電話相談を実施する。	府民文化部 男女参画・ 府民協働課	29
⑤法律相談の実施及び情報提供 大阪弁護士会が実施する女性に対する暴力に関する無料電話相談や、日本司法支援センター（法テラス）が実施する無料法律相談などの民事法律扶助、市町村が実施する法律相談等について情報提供を行ふとともに、法テラスとの連携強化を図ります。 また、府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）においてDV被害等に悩む女性のための女性弁護士による法律相談を実施します。 一時保護中の被害者に対しては、必要に応じて、DV事案に精通した弁護士による法律相談を実施します。	■法律相談の実施 DV被害、性暴力被害に悩む女性のため、女性弁護士による法律相談を実施した。	■法律相談の実施 DV被害、性暴力被害に悩む女性のため、女性弁護士による法律相談を実施する。	府民文化部 男女参画・ 府民協働課	29
	■法律相談窓口の情報提供 相談者に対して、法律相談を実施した。必要に応じて法律相談窓口の情報提供に努めた。	■法律相談窓口の情報提供 相談者に対して、法律相談を実施する。必要に応じて法律相談窓口の情報提供に努める。	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター子ども家庭 センター	

<施策の基本的方向> 3 緊急かつ安全な保護の実施

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画記載頁
(1) 一時保護に係る体制の充実				
①女性相談センターにおける取組 夜間等の緊急的な一時保護について、今後とも、警察等の関係機関とも連携して24時間365日の対応を行うとともに、受け入れ体制の拡充と、一時保護所の安全確保に努めます。また、被害者本人の状況や同伴家族の有無、多様化するニーズに応じた柔軟な対応や、きめ細やかな情報提供による一時保護へのスムーズな移行に努めるとともに、社会福祉施設や民間シェルター等の適切な一時保護委託先施設における保護を実施します。 また、医療機関との連携のもと、安心して医療を受けることのできる体制づくりに努めます。 一時保護を実施した外国人の被害者が安心して生活し、適切な情報提供が受けられるよう、必要に応じて通訳者の確保や、翻訳機器を活用するとともに、一時保護所での生活が円滑に送れるよう、外国語で生活のしおりを作成し、その活用を図ります。 障がい者、高齢者等配慮が必要とする被害者に対しては、女性相談センターにおける一時保護だけではなく、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課等の関係機関と連携し、対応します。また、男性や性的マイノリティの被害者にも対応できるよう、あらかじめ一時保護委託先施設を確保します。	<p>■一時保護の実施（男性や性的マイノリティ被害者への対応含む） ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための一時保護を行った。 ・一時保護については、24時間365日対応した。 ・心理教育のツールを利用し、被害者及び同伴児に実施した。 ・安心して医療を受けることのできる体制の構築をめざし、引き続き、医療機関と連携した。 ・外国人のDV被害者については、必要に応じて通訳者を確保して支援した。</p> <p>■一時保護委託の実施 被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し、被害者の特性に応じた適切な保護を実施した。</p>	<p>■一時保護の実施（男性や性的マイノリティ被害者への対応含む） ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための一時保護を行う。 ・一時保護については、24時間365日対応する。 ・心理教育のツールを利用し、被害者及び同伴児に実施する。 ・安心して医療を受けることのできる体制の構築をめざし、引き続き、医療機関と連携する。 ・外国人のDV被害者については、必要に応じて通訳者を確保して支援する。</p> <p>■一時保護委託の実施 被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し、被害者の特性に応じた適切な保護を実施する。</p>	福祉部 女性相談センター	30
②警察における取組 警察においては、今後も、通報やパトロール中の発見等によりDVが行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど、必要な措置を行います。また、女性相談センター等関係機関との緊密な連携により、一時保護施設等へ早期に避難措置を講ずるなど、被害者の安全確保を図ります。	<p>■組織的な事案対応による被害者の安全確保 配偶者からの暴力事案の認知時から継続的な対応を終えるまでの間、警察署と本部が連携、情報共有を図ると共に、迅速かつ適切な初動対応や事件化、被害者等の保護対策など、組織的対応により被害者等の安全確保を最優先とした適切な措置を講じた。</p> <p>■関係機関との連携 女性相談センター等関係機関との緊密な連携により、一時保護施設等へ早期に避難措置を講じ、被害者の安全確保を図った。</p>	<p>■組織的な事案対応による被害者の安全確保 配偶者からの暴力事案を認知してから対応を終えるまでの間、継続的に警察署と本部が連携、情報共有を図ると共に、迅速かつ適切な初動対応や事件化、被害者等の保護対策など、組織的対応により被害者等の安全確保を最優先とした適切な措置を講じる。</p> <p>■関係機関との連携 女性相談センター等関係機関との緊密な連携により、一時保護施設等へ早期に避難措置を講じ、被害者の安全確保を図る。</p>	警察本部 生活安全総務課	31
③広域連携による取組 府域を越える保護の実施等、広域的な対応が求められる場合があることを踏まえ、都道府県間の広域連携を進める中で課題認識の共有に努めます。	■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超えて、広域的連携を図った。	■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超えて、広域的連携を図る。	福祉部 家庭支援課 女性相談センター	31
(2) 保護命令への対応				
①保護命令に対する適切な対応 府配偶者暴力相談支援センターは、引き続き、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供、安全確保に向けた助言を行うとともに、被害者が保護命令の申立てを希望した場合、裁判所への書類の作成・提出の支援を行います。保護命令が発せられた場合は、裁判所、警察と連携し被害者の安全確保の支援を行います。 大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センターの三機関による「DVに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図った。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、適切な対応を図った。	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図った。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し被害者の安全確保の支援を行った。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センターの三機関による「DVに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図った。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、適切な対応を図った。</p>	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図る。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し被害者の安全確保の支援を行う。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センターの三機関による「DVに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図る。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、適切な対応を図る。</p>	福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	31

<施策の基本的方向> 4 自立への支援の充実

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画 記載 頁	
(1) 継続的な自立支援の実施					
①生活に関する支援 被害者に対し、生活保護制度や生活困窮者支援制度等について福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策や窓口、手続き、地域で活動する支援団体などについての情報提供や同行支援等を行います。 医療保険や年金等に関して、情報提供や、適切な窓口紹介、申請手続き等の同行支援、関係機関との連絡調整等のスムーズな自立支援に取り組みます。 また、被害者が医療保険や年金、公営住宅入居等について円滑に手続きを行うことができるよう、DV被害者の保護に関する各種証明書を発行します。 さらに、サービスの実施主体である市町村の窓口に関する情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■生活の支援 必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行った。また本人の了解のもと、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進めた。 ■相談の証明書発行 DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行した。 ■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが被害者の自立支援の相談に応じるとともに、新たな生活を始めるDV被害者の不安軽減や、新しい居住地での支援が得やすくなることを目的として作成した「生活応援連携シート」の活用や同行等したり、必要に応じて居住する市町村と連携・協力して支援を行った。 ・切れ目のない支援のため、必要に応じて地域の支援機関等への同行支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活の支援 必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行う。また本人の了解のもと、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進める。 ■相談の証明書発行 DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行する。 ■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが被害者の自立支援の相談に応じるとともに、新たな生活を始めるDV被害者の不安軽減や、新しい居住地での支援が得やすくなることを目的として作成した「生活応援連携シート」の活用や同行等したり、必要に応じて居住する市町村と連携・協力して支援を行う。 ・切れ目のない支援のため、必要に応じて地域の支援機関等への同行支援を実施する。 	福祉部	家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	32
②子どもとともに生活する被害者への支援 子どもとともに生活する被害者については、状況に応じて、母子生活支援施設の入所、児童扶養手当等の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供等を行います。 市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。 市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ■各種支援の情報提供 母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行った。 ■母子保護の実施に係る市町村長への通知 母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子保護実施機関に通知を行った。 ■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種支援の情報提供 母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行なう。 ■母子保護の実施に係る市町村長への通知 母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子保護実施機関に通知を行なう。 ■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】 	福祉部	家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	32
③就業に関する支援 被害者の状況に応じて、OSAKAしごとフィールドにおける関係支援機関と連携した就業支援や就職相談会、公共職業訓練を行います。また、被害者に対して情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所（ハローワーク）等、関係機関と連絡調整を行います。 府立母子・父子福祉センターにおいて、就業に必要な技能習得や就職に向けた支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ■就業の支援 必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行した。 ■就業の支援 ・カウンセリング等を通じた就業支援を行うとともに、関係機関と連携し、女性を対象としたワンストップ相談会を実施した。（11回開催 116名参加） ・民間教育訓練機関での職業訓練の実施 離職者等を対象とした職業訓練のうち「知識等習得コース」・「企業実習付コース」の科目すべてに「ひとり親家庭の父母優先枠」を設定するとともに、「託児サービス」を付加した科目も設定して実施した。 ■就業の支援 府立母子・父子福祉センターにおいて、就業支援講習会や職業紹介等の就職やキャリアアップに向けた支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■就業の支援 必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行する。 ■就業の支援 ・カウンセリング等を通じた就業支援を行うとともに、関係機関と連携し、女性を対象としたワンストップ相談会を実施する。 ・民間教育訓練機関での職業訓練の実施 離職者等を対象とした職業訓練のうち「知識等習得コース」・「企業実習付コース」の科目すべてに「ひとり親家庭の父母優先枠」を設定するとともに、「託児サービス」を付加した科目も設定して実施する。 ■就業の支援 府立母子・父子福祉センターにおいて、就業支援講習会や職業紹介等の就職やキャリアアップに向けた支援を実施する。 	福祉部	家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	33
④住宅の確保に関する支援 被害者の自立を支援するため、公営住宅への入居についての情報提供を行います。 府営住宅にDV被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施します。 市町が管理する公営住宅等についても、DV防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、DV被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言します。 また、「大阪府居住安定確保計画」に基づき、セーフティネット住宅の登録、居住支援法人の指定、協力店（不動産店）の登録・相談協力店の指定を積極的に推進するとともに、市町単位や行政区単位での居住支援協議会の設立等により居住支援体制を構築し、DV被害者の居住の安定確保の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者自立支援（ステップハウス）事業 令和6年度は利用実績なし 〔事業内容〕 ・府営住宅における一時使用（2戸、原則6か月間）についてニーズに応じて情報提供。 ・ステップハウス利用者に対して、生活用品の貸与を実施。 ■府営住宅利用の支援 府営住宅の入居要件が変更になり、単身のDV被害者の利用がしやすくなつたため、被害者への情報提供を行うとともに、必要に応じて証明書の発行を行った。 ■住宅の確保 市町が管理する公営住宅等について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行なった。 ■「大阪府居住安定確保計画」に基づく取組 セーフティネット住宅の登録、居住支援法人の指定、協力店（不動産店）の登録・相談協力店の指定を推進した。市町単位や行政区単位での居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%達成（令和12年）に向けて、協議会設立促進の取組を行なった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者自立支援（ステップハウス）事業 ・府営住宅における一時使用（2戸、原則6か月間）についてニーズに応じて情報提供する。 ・ステップハウス利用者に対して、生活用品の貸与を実施する。 ■府営住宅利用の支援 府営住宅の入居要件が変更になり、単身のDV被害者の利用がしやすくなつたため、被害者への情報提供を行うとともに、必要に応じて証明書の発行を行なう。 ■住宅の確保 市町が管理する公営住宅等について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行う。 ■「大阪府居住安定確保計画」に基づく取組 セーフティネット住宅の登録、居住サポート住宅の認定、居住支援法人の指定、協力店（不動産店）の登録・相談協力店の指定を推進する。市町単位や行政区単位での居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%達成（令和12年）に向けて、協議会設立促進の取組を行う。 	福祉部	家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	33
			都市整備部	住宅建築局 居住企画課	

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画 記載 頁
⑤被害者に対する医学的・心理学的な援助等 DV被害により心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中の被害者に対してカウンセリング等を行います。 府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、精神科的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。 府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）において実施している電話、面接、SNS相談などを活用し、被害者の心理的サポートに努めます。	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ嘱託医面接相談を実施した。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施した。（一時保護委託先にも心理職が出向き実施） ・一時保護所で心理療法担当職員による個別支援を実施した。</p> <p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 府保健所における「こころの健康相談」を活用し、被害者への相談支援を実施した。</p> <p>■ドーンセンターにおける相談事業の実施 ドーンセンターにおいて専門の相談員やカウンセラーなどが、電話、面接、SNSなどにより、生き方、子育て、家族、人間関係、仕事の悩みなど、様々な悩みに対応する相談窓口を設置した。</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ嘱託医面接相談を実施する。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施する。（一時保護委託先にも心理職が出向き実施） ・一時保護所で心理療法担当職員による個別支援を実施する。</p> <p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 府保健所における「こころの健康相談」を活用し、被害者への相談支援を実施する。</p> <p>■ドーンセンターにおける相談事業の実施 ドーンセンターにおいて専門の相談員やカウンセラーなどが、電話、面接、SNSなどにより、生き方、子育て、家族、人間関係、仕事の悩みなど、様々な悩みに対応する相談窓口を設置する。</p>	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	33
⑥被害者等に係る情報の保護 被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報（マイナンバーを含む）の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけます。	<p>■被害者等に係る情報の保護 被害者等に係る安全のための秘密保持及び情報管理の徹底を呼びかけた。</p>	<p>■被害者等に係る情報の保護 被害者等に係る安全のための秘密保持及び情報管理の徹底を呼びかける。</p>	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	33
⑦住民基本台帳の閲覧等の制限等 住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限措置について、被害者に、申出の手続や閲覧等の制限に関して情報提供を行います。 また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかけます。	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 必要に応じ情報提供し、要支援者である場合は、市町村からの「住民基本台帳事務における支援指置申出書に係る確認書」に意見を付す等の対応を行った。</p> <p>■市町村に対する助言 DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行った。</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 必要に応じ情報提供し、要支援者である場合は、市町村からの「住民基本台帳事務における支援指置申出書に係る確認書」に意見を付す等の対応を行う。</p> <p>■市町村に対する助言 DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行う。</p>	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	33
⑧関係機関の連携強化等 地域における被害者の自立支援に取り組む福祉事務所等関係機関との協力連携体制の構築を進めます。また、市町村において、被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を通じて、市町村内の庁内連携体制の整備等を促進します。 さらに、府内市町村が相互に連携して被害者支援を行うことができるよう、広域調整等を行います。	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）への参加【再掲】</p> <p>■市町村に対する助言 ・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村のネットワーク会議への出席や適宜、情報提供や助言を行った。 ・支援の実施機関の確認のため、広域を含めて必要な自治体へ連絡した。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）への参加【再掲】</p> <p>■市町村に対する助言 ・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村のネットワーク会議への出席や適宜、情報提供や助言を行う。 ・支援の実施機関の確認のため、広域を含めて必要な自治体へ連絡をする。</p>	福祉部 家庭支援課 女性相談 センター 子ども家庭 センター	34

<施策の基本的方向> 5 子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画記載頁	
(1) 子どもの安全・安心の確保					
①医療・保健関係者への周知 DV被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士等）が、DV被害者の発見や通報、支援情報の提供を適切に行なうことができるよう、医療関係団体等を通じて「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を周知するとともに、同マニュアルを活用した研修を実施します。（再掲）	■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】	■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】	府民文化部 男女参画・府民協働課	35	
②教育・保育関係者・福祉関係者への周知 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進するとともに、同マニュアルを活用した研修等を通じ、DVの特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての啓発を取り組みます。 また、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者に対し、DVに関する知識の普及に努め、DV被害者の早期発見や通報、保護につなげます。（再掲）	■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】	■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】	府民文化部 男女参画・府民協働課	35	
(2) 子どもに対する支援体制の充実					
①DV対応機関と児童虐待対応機関との連携の強化 子どもがDV加害者あるいは被害者から虐待を受けている場合は、子ども家庭センター（児童相談所）や市町村への通告を実施します。また、子ども家庭センター内の府配偶者暴力相談支援センターは、地域の支援センターとして、要保護児童対策地域協議会との緊密な連携を図ります。 また、府配偶者暴力相談センターにおいては、電話相談や来所相談、一時保護の実施に際して、被害者に子どもがいる場合の状況確認用ツールの活用等を通じて、より包括的DV・児童虐待の重篤度やDV被害者と子どもとの状況をアセスメントし、児童虐待対応機関と対応方針を協議・検討します。 さらに、研修の拡充等により、DV対応職員と児童虐待対応職員の相互理解を深め、連携協力の実効性の向上を図ることにより、DV被害者と子ども双方に包括的な支援を実施します。	■児童虐待防止の観点からの対応 子どもがDV加害者あるいは被害者から虐待を受けていることもあり、女性相談センターに児童虐待連携コーディネーターを配置し、職員間での対応の周知を図り、状況に応じて子ども家庭センター（児童相談所）や市町村に通告実施及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図ります。 ■DVと児童虐待の包括的なアセスメントの実施 「児童がいる場合の状況確認シート」を活用し、通告について検討する会議を持つなど、DVと児童虐待のアセスメントを実施した。 ■府配偶者暴力相談センター職員と府子ども家庭センター職員の相互理解を深める取組 府配偶者暴力相談センター職員へは児童虐待についての研修を、府子ども家庭センター職員についてはDVについての研修を行った。	■児童虐待防止の観点からの対応 子どもがDV加害者あるいは被害者から虐待を受けていることもあり、女性相談センターに児童虐待連携コーディネーターを配置し、職員間での対応の周知を図り、状況に応じて子ども家庭センター（児童相談所）や市町村に通告実施及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図る。 ■DVと児童虐待の包括的なアセスメントの実施 「児童がいる場合の状況確認シート」を活用し、通告について検討する会議を持つなど、DVと児童虐待のアセスメントを実施する。 ■府配偶者暴力相談センター職員と府子ども家庭センター職員の相互理解を深める取組 府配偶者暴力相談センター職員へは児童虐待についての研修を、府子ども家庭センター職員についてはDVについての研修を行う。	福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	36	
②一時保護に同伴する子どもの支援 DVにより、心理的な影響等を受けた子どものサポートを行うため、被害者の一時保護中に、同伴する子どもや親子に対してカウンセリング等を実施します。 また、一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るために、施設に学習支援員を派遣するなど、学習支援に取組みます。	■一時保護の同伴児童への支援の充実 被害者の一時保護に同伴される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーや心理職による子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援をした。 ・女性相談センターでは、一時保護所に保育士、心理職を配置し、被害者の同伴児へのケアを行った。 ■一時保護同伴児への学習支援の充実 一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るために、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の充実を図った。	■一時保護の同伴児童への支援の充実 ・被害者の一時保護に同伴される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーや心理職による子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援をする。 ・女性相談センターでは、一時保護所に保育士、心理職を配置し、被害者の同伴児へのケアを行つ。	■一時保護の同伴児童への学習支援の充実 一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るために、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の充実を図る。	福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	36
③中長期的観点からの子どもの支援 DVのある家庭で育つ子どもの対応方法や子どもの安全確保、情報管理のあり方等に関する「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進や、マニュアルを活用した研修を実施し、教育・保育関係者のDVの理解促進や子どもの支援体制の充実に努めます。また、DVにより心理的な影響等を受けた子どもの学校生活を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもへのサポートを行なうとともに、市町村の家庭児童相談室等において相談が受けられることについて情報提供します。 また、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者に対する周知啓発等を通じ、地域における継続的な子どもの見守り活動等を推進します。	■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】 ■相談窓口の充実 引き続き、府立高校において全ての生徒が安全で安心した生活を送ることができるよう、悩み等の相談窓口を校内に設置しその周知に努め、加えて全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置し校内体制の充実に努めた。 また、大阪府に設置している各種相談窓口等の周知に努めた。	■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】 ■相談窓口の充実 引き続き、府立高校において全ての生徒が安全で安心した生活を送ることができるよう、悩み等の相談窓口を校内に設置しその周知に努め、加えて全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置し校内体制の充実に努める。	府民文化部 男女参画・府民協働課 教育庁 高等学校課	36	
(3) 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発					
①暴力を予防・防止するための教育・啓発 令和3年度に作成したジェンダー平等教育啓発教材等の活用を通じて、発達段階に応じた体系的な男女平等観の醸成と男女の人权尊重に関する教育を推進します。また、子ども自身が自らを守る力を育成し、暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用を市町村教育委員会に働きかけます。 また、市町村の教育委員会に、デードV予防教育の必要性をテーマにした研修を実施するなど、様々な機会を捉え、暴力を予防・防止するための教育・啓発の充実・強化を図ります。	■ジェンダー平等教育啓発教材等の活用 「府立学校に対する指示事項」においてジェンダー平等教育の推進を指示し、ジェンダー平等教育啓発教材等を活用した男女の人权尊重に関する教育の推進を行った。 また、デードVを未然防止するために、府立学校のハラスマント相談担当教職員を対象に、デードV予防教育の必要性をテーマにした研修を実施するなど、様々な機会を捉え、暴力を予防・防止するための教育・啓発の充実・強化を行った。 ■小中学校での取組み（ジェンダー平等教育啓発教材等の活用） 「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「ジェンダー平等教育啓発教材」や「生命（いのち）の安全教育教材」、「こどもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、市町村教育委員会に指導助言を行った。 ■市町村教育委員会担当指導主事会等において、ジェンダー平等教育やデードVの未然防止について国や府の動向及び取組み等を伝えるとともに、教材等の活用について働きかけた。	■ジェンダー平等教育啓発教材等の活用 「府立学校に対する指示事項」においてジェンダー平等教育の推進を指示し、ジェンダー平等教育啓発教材等を活用した男女の人权尊重に関する教育の推進を行った。 また、デードVを未然防止するために、府立学校のハラスマント相談担当教職員を対象に、デードV予防教育の必要性をテーマにした研修を実施するなど、様々な機会を捉え、暴力を予防・防止するための教育・啓発の充実・強化を図る。 ■小中学校での取組み（ジェンダー平等教育啓発教材等の活用） 「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「ジェンダー平等教育啓発教材」や「生命（いのち）の安全教育教材」、「こどもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、市町村教育委員会に指導助言を行つ。 ■市町村教育委員会担当指導主事会等において、ジェンダー平等教育やデードVの未然防止について国や府の動向及び取組み等を伝えるとともに、教材等の活用について働きかける。	教育庁 高等学校課 小中学校課	37	

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画 記載 頁	
	<p>■教育庁と連携し、学校現場等におけるジェンダー平等教育啓発教材の活用を働きかけた。</p> <p>■データDV予防啓発リーフレット・データDV予防啓発DVD・指導用手引きの活用促進 府立学校長協会、私立中学校高等学校連合会等へ活用を働きかけた。</p> <p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】</p>	<p>■教育庁と連携し、学校現場等におけるジェンダー平等教育啓発教材の活用を働きかける。</p> <p>■データDV予防啓発リーフレット・データDV予防啓発DVD・指導用手引きの活用促進 府立学校長協会、私立中学校高等学校連合会等へ活用を働きかける。</p> <p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】</p>	府民文化部	男女参画・ 府民協働課	
②性教育の充実 <small>自らの身体と相手方の身体についての正しい理解に加え、生命尊重や性行動に関するリスクを認識し、回避する態度や望ましい人間関係を築く能力の育成など、「性に関する指導」の充実を図ります。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。</small>	<p>■「性に関する指導」の推進 すべての教職員が性に関する必要な知識を持ち、児童生徒に適切に対応できるよう、その資質や能力の向上を図るために、令和6年11月22日に「性に関する研修会」を実施した（府内の教職員130名が参加）。</p>	<p>■「性に関する指導」の推進 すべての教職員が性に関する必要な知識を持ち、児童生徒に適切に対応できるよう、その資質や能力の向上を図るために、「性に関する研修会」を実施予定。</p>	教育庁	保健体育課	37

<施策の基本的方向> 6 関係機関、団体等との連携の促進等

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画記載頁
(1) 関係機関による連携体制の強化				
①関係機関による連携体制の強化等 引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被患者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被患者支援ネットワーク」を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進します。個別のケースにおいても関係機関が連携して被患者の支援を取り組みます。 また、府域を越える保護の実施等、広域的な対応が求められる場合があることを踏まえ、都道府県間の広域連携を進める中で課題認識の共有に努めます。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性に対する暴力」対策会議の運営 府内関係部局が連携し、総合的な施策を効果的に実施できるよう、各課の取組状況の情報交換などを行った。 ■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被患者支援ネットワーク会議との連携 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被患者支援のために必要な連携を図った。 ・セミナーの開催：1回 ■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性に対する暴力」対策会議の運営 関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施するため、府関係機関等の連携強化を図っていく。 ■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被患者支援ネットワーク会議との連携 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被患者支援のために必要な連携を図っていく。 	府民文化部 男女参画・府民協働課	38
(2) 市町村との連携				
①市町村の取組の充実に向けた支援 府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が促進されるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や市町村のブロック会議を通じて、必要な助言や情報提供を行うとともに、配偶者等からの暴力防止に向けた先進的な取組を情報収集し、市町村に提供します。 また、被患者への支援が円滑に実施されるよう、市町村相談担当者向け研修を実施するなど相談担当者の資質向上を図るとともに、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 市町村に対し、府施設や先進的な取組事例等についての情報提供を行った。 ■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）の開催【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 市町村に対し、府施設や先進的な取組事例等についての情報提供を行う。 ■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会（7ブロック）の開催【再掲】 	府民文化部 男女参画・府民協働課	38
(3) 民間団体との連携				
①民間団体との連携 今後とも、「一時保護の実施にあたっては、民間シェルターと連携を図るとともに、民間シェルターを利用している被患者に応じて行うカウンセリングや、地域で活動する民間団体の相談員のスキルアップのための研修の実施など、被患者支援の充実に向けた取組を推進します。 また、ホワイトリボンキャンペーンなどDVをなくすための啓発活動を行っている民間団体の取組を情報収集します。	<ul style="list-style-type: none"> ■民間団体との連携 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被患者支援ネットワーク等、民間団体と連携構築を図った。 ■カウンセラーパ派遣 民間シェルターを利用して被患者へのカウンセラーパ派遣を実施した。 ■市町村担当者等の資質向上（DV被患者の地域支援者養成講座の開催）【再掲】 ■配偶者からの暴力の被患者の一時保護委託事業の実施【再掲】 ■性暴力被患者支援ネットワークの連携強化 性暴力被患者支援ネットワークに参画する協力医療機関とネットワークの核となる性暴力救援センター・大阪SACHIが主な構成メンバーとなる連携・協力会議を対面で2回開催した。支援スキルの共有を図り、性犯罪・性暴力被患者が安心して受診できる体制づくりに取り組んだ。 また、ワンストップ支援センターや協力医療機関、その他関係機関を案内するQRコードを明記した啓発「しおり」を作製配布し、相談窓口の周知に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■民間団体との連携 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被患者支援ネットワーク等、民間団体と連携構築を図る。 ■カウンセラーパ派遣 民間シェルターを利用して被患者へのカウンセラーパ派遣を実施する。 ■市町村担当者等の資質向上（DV被患者の地域支援者養成講座の開催）【再掲】 ■配偶者からの暴力の被患者の一時保護委託事業の実施【再掲】 ■性暴力被患者支援ネットワークの連携強化 ネットワークに参画する協力医療機関の支援スキルの向上・見知りの共有のため、連携・協力会議を開催するなどし、体制の強化を図るとともに、ネットワークの周知に努める。 また、大阪府性犯罪・性暴力被患者のためのワンストップ支援センターのチラシを10万部作製し、学校や医療機関等、関係機関に送付し、広く府民への周知を図る。 さらに、府民だけでなく、性被患者の支援に携わる関係機関の職員の知識向上と相互理解の共有を図るため、「性犯罪・性暴力被患者支援にかかる勉強会」を開催する。 	府民文化部 男女参画・府民協働課 福祉部 家庭支援課 女性相談センター	39
(4) 苦情への適切な対応				
①苦情への適切な対応 相談や保護等に関して苦情の申出を受けた時は、苦情の内容を誠実に受けとめ、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて業務改善に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護施設の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見等を聴取し、必要に応じ業務改善を図った。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保護施設の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見等を聴取し、必要に応じ業務改善を図る。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図る。 	福祉部 家庭支援課 女性相談センター	39

取組	令和6年度実施状況	令和7年度事業計画	担当部・室（課）	計画 記載 頁
(5) 加害者対応に向けた取組				
①加害者対応に向けた取組 ■加害者対応に向けた取組 国の動向や調査研究の結果、他都道府県及び民間団体における取組状況等を注視・把握するとともに、関係機関における加害者への対応の在り方について、検討していきます。 男性のDV被害者、加害者の受け皿として、男性相談の果たす役割は重要になっていることから、男性相談のより一層の周知を図ります。また男性相談マニュアルを改定し、DV被害者・加害者対応の充実を図り、市町村等に活用を働きかけるなど、相談窓口における対応力の向上に努めます。 (再掲) 加害者が自らの行為を「暴力」と気づけるよう、様々な広報媒体を活用した普及啓発の充実に努めます。	■加害者対応に向けた取組 国及び他府県や民間団体における取組状況や調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めた。 ■男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の活用促進【再掲】 ■男性のための電話相談の実施【再掲】 ■「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の啓発【再掲】 ■府の広報媒体を活用した啓発【再掲】	■加害者対応に向けた取組 国及び他府県や民間団体における取組状況や調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努める。 ■男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の活用促進【再掲】 ■男性のための電話相談の実施【再掲】 ■「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の啓発【再掲】 ■府の広報媒体を活用した啓発【再掲】	府民文化部 男女参画・ 府民協働課	40
(6) 調査研究の推進				
①調査研究の推進 DVの防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、府におけるDVの現状や府民の意識、DVが被害者やその子どもに与える影響等を把握するため、調査研究を進めるとともに、その結果を施策に反映していきます。	■調査研究 府におけるDVの現状や府民の意識、DVが被害者やその子どもに与える影響等について情報収集を行った。 ■DV被害親子調査の支援への反映 これまでの調査結果を支援に反映した。 ■被害者の状況把握のための検討 DV被害者のうち、特に一時保護中の被害者の状況やニーズを把握できるよう、必要とされる手法について、引き続き検討した。	■調査研究 府におけるDVの現状や府民の意識、DVが被害者やその子どもに与える影響等について情報収集に努める。 ■DV被害親子調査の支援への反映 これまでの調査結果を支援に反映する。 ■被害者の状況把握のための検討 DV被害者のうち、特に一時保護中の被害者の状況やニーズを把握できるよう、必要とされる手法について、引き続き検討する。	府民文化部 男女参画・ 府民協働課 福祉部 家庭支援課 女性相談 センター	40